

公認会計士・監査審査会の活動状況

平成17年12月

公認会計士・監査審査会

本冊子の記載内容について

本冊子は、平成 16 事務年度における公認会計士・監査審査会の活動状況について記載しています。

事務年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までですが、公認会計士・監査審査会は平成 16 年 4 月 1 日に設置されたため、本冊子では平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日までの活動状況について記載することとしています。

なお、記載内容の一部として、閲覧上の便宜を図るために、公認会計士・監査審査会が設置される前の情報を載せており、また、速やかに最新の情報をお伝えする趣旨から、平成 17 年 7 月 1 日以降の情報を載せております。

目 次

はじめに	1
I 総論	
第1章 公認会計士・監査審査会	5
1. 公認会計士・監査審査会とは	5
2. 業務の概要	5
(1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	5
(2) 公認会計士試験の実施	7
(3) 監査業務の状況調査に対する審査及び検査	7
3. 組織	10
4. 活動実績の概要	10
《トピック》シンボルマークの制定	13
II 各論	
第2章 監査業務の状況調査に対する審査及び検査	14
1. 審査及び検査とは	14
(1) 審査の概要	14
(2) 検査の概要	15
(3) 勧告	15
2. 本事務年度の実績	16
(1) 審査基本方針等の策定	16
(2) 協会の品質管理レビューの実態把握及び提言の取りまとめ	23
(3) 本事務年度の審査及び検査	28
(4) 審査及び検査の結果の取りまとめ	33
《トピック》情報提供窓口の設置	34
第3章 調査審議	35
1. 調査審議とは	35
2. 本事務年度の調査審議	36
第4章 公認会計士試験の実施	41
1. 公認会計士試験とは	41
2. 公認会計士試験制度	41
(1) 現行公認会計士試験の概要	41

(2) 公認会計士法の改正	42
(3) 新公認会計士試験の概要	44
3. 現行公認会計士試験の実施状況	46
(1) 平成16年試験	46
(2) 平成17年試験	48
4. 新公認会計士試験の実施に係る検討等	48
(1) 新試験小委員会における検討の状況	48
(2) 新公認会計士試験システム	50
《トピック》講演活動	52
第5章 諸外国の関係機関との協力	53
1. 多国間における協力	53
(1) 第1回監査人監督者会議	53
(2) 第2回監査人監督者会議	53
2. その他意見交換等	54
(1) 米国PCAOBへの訪問	54
(2) その他	54
《トピック》ホームページの作成	55

【資料編】

1	公認会計士・監査審査会関連資料	
1-1	公認会計士法の改正の概要……………	61
	—公認会計士・監査審査会発足の経緯—	
1-2	公認会計士・監査審査会運営規程……………	64
1-3	公認会計士・監査審査会の実績（議事概要）……………	68
2	審査及び検査関連資料	
2-1	監査の信頼性確保のために……………	72
	—審査基本方針等—	
2-2	品質管理レビューの一層の機能向上に向けて（概要）……………	79
	—日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言—	
3	公認会計士試験実施関連資料	
3-1	公認会計士試験の実施状況（平成元年以降）……………	87
3-2	公認会計士試験合格者調等	
3-2-1	平成16年公認会計士試験 第1次試験合格者調……………	88
3-2-2	平成16年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調……………	93
3-2-3	平成16年公認会計士試験 第2次試験合格者調……………	99
3-2-4	平成16年公認会計士試験 第3次試験口述受験者調……………	105
3-2-5	平成16年公認会計士試験 第3次試験合格者調……………	112
3-2-6	平成17年公認会計士試験 第1次試験合格者調……………	119
3-2-7	平成17年公認会計士試験 第2次試験短答式試験合格者調……………	124
3-3	新公認会計士試験の実施事項（集約版）……………	130

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成15年5月に改正された公認会計士法に基づき、平成16年4月1日に、従前の「公認会計士審査会」を改組・拡充して金融庁に設置された新しい行政機関です。審査会は、監査事務所の会計監査の質を高め、投資者である国民の利益、すなわち公益を保護することを重要な使命としています。本報告書は、審査会の活動状況について、設立から平成17年6月までの取組みを中心に取りまとめたもので、審査会として初めての活動状況の報告となります（今後年次報告として、毎事務年度発行します）。

審査会は、これまで「公認会計士審査会」が担っていた

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
- (2) 公認会計士試験の実施

に加え、新たな業務として

- (3) 日本公認会計士協会が実施する監査又は証明業務の状況調査の審査及び検査

を担当しています。

この3つの業務について、本報告書の報告対象期間中の活動の要点を紹介します。

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議に関しては、平成16年12月及び17年1月に2件実施しています。
- (2) 公認会計士試験の実施に関しては、公認会計士としての質を確保しつつ、多様な人材を輩出することを目的として、平成18年から新しい試験制度が始まるため、審査会は現行の試験を厳正に実施するとともに、新試験の準備作業に取り組んでいます。
- (3) 新しい業務である日本公認会計士協会が実施する監査又は証明業務の状況調査の審査及び検査については、審査会は日本公認会計士協会による品質管理レビューに対する審査及び検査を通じて、監査事務所の品質管理の確保に取り組んでいます。

この点に関して、審査会は、審査及び検査を通じて日本公認会計士協会による品質管理レビューをより適切かつ有効に機能させるため、平成17年2月に「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて－日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言－」を公表しました。この提言に対し、協会は積極的に改善協力を行っています。また、平成16年度の品質管理レビューの対象となった監査事務所の全てについて審

査を行い、必要と認めた場合には監査事務所等に対して検査を実施しています。

審査会は、設立当初より業務運営の透明性の確保を目指すとともに、行政機関として国民に対する説明責任を果たすため、これまで審査会の組織・活動状況に関し、パンフレットの作成・配布、ホームページの開設など、正確な情報を適時に提供するように努めています。このような観点から、品質管理レビューの審査及び検査を進める過程で把握した監査の品質管理上の問題点等については、この活動状況の報告とは別に、可能な範囲で公表し、その実態を明らかにしていきたいと考えています。

審査会は、このたび明らかとなった会計不正事件に関連し、企業の財務情報の信頼性の確保のため重大な役割を担うべき公認会計士が起訴されるなど、会計監査に対する投資者の信頼を揺るがしかねない事態が生じていると考えています。このような情勢に鑑み、審査会は、会計監査に対する信頼を回復することが公益の保護のため喫緊の課題であると認識し、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向をも踏まえ、

- (1) 4大監査法人に対し、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。その際、改善すべきものが認められれば、所要の措置を講じる
- (2) 検査で指摘された事項の改善状況について、各法人に対しフォローアップを行い、1年以内に改善が進捗しない場合には、所要の措置を講じる
- (3) 4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する

ことを内容とする「4大監査法人に対する早急な検査等の措置」を平成17年10月25日に公表しました。

審査会は、監査の信頼性確保のためにこれらの措置を着実に推進するとともに、今後とも、課せられた使命を誠実に実行することにより、監査の質と実効性のより一層の向上を図り、我が国の資本市場の公正性と透明性を高めることで、投資者、債権者などからの信頼の向上に資するよう努めてまいりたいと考えています。

平成 17 年 10 月 25 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について

公認会計士監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、監査の信頼を揺るがしかねない事態が生じているとの認識の下、厳正な会計監査の確保等を通じた適正なディスクロージャーの確保に向け、以下の方策を推進するものとする。

1 4大監査法人に対する早急な検査等の措置

昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して下記のとおり早急な検査等の措置を講じることとし、会計監査に対する信頼確保に資するよう努める。

- (1) 公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して監査の品質管理の観点から、現に実施中のものを含め、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。監査の品質管理について改善すべきものが認められた場合、所要の措置を講じる。
- (2) 審査会は4大監査法人の改善状況についてフォローアップを行い、必要に応じて検査を実施する。4大監査法人における監査の品質管理の改善が1年以内に進捗しない等の場合、審査会は所要の措置を講じる。
- (3) 審査会は、審査及び検査の進捗状況に応じて、監査事務所を通じた監査の品質管理の全般的な実態を随時取りまとめ、公表することとしている。
4大監査法人についても、その検査等が一巡した段階で、4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する。

2 公認会計士に係るローテーションルールの見直し

監査人の独立性確保と監査法人における監査の品質管理の徹底を図る観点から、現行継続監査期間 7 年、インターバル 2 年となっているローテーションルールについて、4 大監査法人の主任会計士においては、今後、継続監査期間 5 年、インターバル 5 年へと見直しを図るためのルール整備を日本公認会計士協会に要請する。

3 品質管理基準の策定等

監査契約の締結から監査計画の策定、監査業務の実施、審査、監査報告書の発行に至る各段階において、監査の品質管理の強化を図る観点から、現在企業会計審議会で検討を進めている品質管理基準について、速やかに策定・公表を行う。これを受けて各監査法人においては、来年 3 月までに品質管理システムの整備を行うこととなる。

また、会計監査に際して、企業や企業環境についての十分な理解に基づき、虚偽記載の発生するリスクを的確に分析し、そのリスクの態様に応じて適切な監査手法が監査人により選択されていくよう、監査基準の改訂を併せて実施する。

4 開示企業における財務報告に係る内部統制の整備

開示企業における財務報告に係る内部統制の充実を図る観点から、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士による監査のあり方について、企業会計審議会における基準等の検討作業を加速するとともに、これを踏まえて評価及び監査に関する制度面での整備についても検討を進める。

(以上)